

事 務 連 絡  
令和3年7月27日

一般社団法人  
日本補償コンサルタント協会  
会長 坂田 隆史 様

関東地方整備局  
用地部 用地調査官

補償コンサルタント業務 CPD 単位取得状況の評価について

関東地方整備局においては、土木関係建設コンサルタント業務等において、継続教育取組実績（CPDの取得状況）を評価項目としているところですが、この度、補償コンサルタント業務についても本項を適用することとしましたのでご連絡いたします。

本通知の対象は補償コンサルタント業務（用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務及び用地取得監理業務を除く）を対象とし、令和3年8月1日以降に入札公告を行う業務から適用することとします。

## 継続教育取組実績(CPD)の評価 【主任技術(担当)者】

継続教育取組実績(CPD)について以下の項目で評価する。

- ①CPDの取得ポイント証明書(写し)が有り、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている場合
- ②上記以外

○予定技術者が、補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書(写し)が有り、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

○CPD取得ポイントの証明は、公示日から過去1年以内または、公示日以降に発行されたものとし、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。なお、「公示日から過去1年以内」は公示日の1年前の日を含まず、公示日を含む。

○評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

# 補償コンサルタントCPD制度の概要

R02 (2020) .04.01現在 V1.21

## 制度創設の動機

国民の権利意識の高揚や補償対象案件の複雑化・多様化や、総合補償部門の創設により公共用地交渉をはじめとする業務範囲の拡大がみられ、さらに防災対策等の国土強靱化施策に対応するため、補償業務管理士はもとより補償コンサルタント業務従事者の資質の継続的な向上が求められています。

補償コンサルタント業務従事者においても、継続的な教育訓練を通じた資質向上は必要不可欠であり、特に、補償業務管理士は、その責務の重大さから、継続的な努力が求められるものであり、資格の維持(更新)と連携した仕組みとすることが必要です。また、そのための仕組みの構築は、会員の底上げはもちろん、業振興に繋がるものであると確信します。

## 目的・概要

補償コンサルタント継続的能力開発制度（略称を「補償コンサルタントCPD」とし、以下、「補償コンサルタントCPD」といいます。）は、補償コンサルタント業務に携わる技術者が、適正な業務を通じた正当な補償の実現が国民の福祉増進に寄与するものであることを認識し、研修・講習会、講演会、研究発表会、シンポジウムなど各種プログラムによる自己研鑽の活動を通じて、必要な技術力と資質の維持・向上を図ることを目的としています。

- 努力する補償コンサルタント技術者の評価 （社会的地位の向上）
- 補償コンサルタント技術者の技術レベルの維持向上 （品質の確保）
- 補償コンサルタント技術の体系的な学習 （総合的自己啓発の推進）
- 技術と経営に優れた補償コンサルタント（法人）の評価 （人材に対する投資の拡大）

## 対象者

補償コンサルタント業務に従事するすべての者

## 推奨ポイント数(1年間)

30ポイント

## 資格との関係

補償業務管理士の5年ごとの登録更新講習の受講資格として、前回の更新講習以後の累計で80ポイントが必要(※1、2)

## 会員の種別

個人会員	補償コンサルタント業務に従事する者
法人会員(※3)	補償コンサルタント業を営む法人等

※1 更新要件となるのは平成28年度に更新された方の次回更新時(令和3年度)からの予定です。

※2 当面本制度が定着するまで、資格取得後最初の更新時には80ポイントの要件は適用されません。

※3 法人会員になると所属個人会員の手数料等の支払いを法人一括で行えます。法人単位での学習ポイント証明(履歴)が取得できます。企業内研修の実施団体となれます。